

## 庄内観光コンベンション協会コンベンション開催支援要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鶴岡市・酒田市・三川町・遊佐町・庄内町（以下、「庄内2市3町」という。）及び戸沢村へのコンベンションの誘致を積極的に行い、円滑なる運営と成功に寄与することを目的とする。

### (対象)

第2条 支援するコンベンションは、次の各号に該当するものであること。

- (1) 庄内2市3町及び戸沢村で開催されるもの。
  - (2) 学術・文化等の会議及び団体等の学会、大会、研究会等であるもの。但し、以下の内容除く。
    - ① 音楽・芸術祭等のイベント、コンサート・演劇等の興行
    - ② 各種学校園の同窓会、記念行事等
    - ③ 営利を目的とする事業等
    - ④ 各種展示会・見本市等
    - ⑤ 公序良俗に反し、社会的問題が生じる恐れがある場合
    - ⑥ 各種愛好団体等の集会等
    - ⑦ 企業、営利団体が主催または共催する場合
    - ⑧ 政治・宗教に属する団体等が主催または共催する場合
    - ⑨ その他、これらに類するもの
  - (3) 東北規模以上であるもの。
- 2 庄内観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるものは、前項にかかわらず支援対象とする。

### (内容)

第3条 支援内容については、別紙に定めるとおりとする。

### (申請書の提出)

第4条 支援を受ける者は、あらかじめ次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) コンベンション開催支援申請書（様式第1号）
- (2) 開催されるコンベンションの概要または資料等

### (審査及び支援決定)

第5条 会長は、前項の申請について審査のうえ、予算の範囲内において決定し、コンベンション開催支援決定通知書（様式第2号）により、決定の旨を申請者へ通知するものとする。

(内容の変更)

第6条 前条の通知決定後に申請内容を変更しようとする場合は、申請者は会長へ速やかにコンベンション開催支援変更申請書(様式第3号)を提出しなければならない。但し、軽微な変更内容についてはその限りではない。

(実績の報告)

第7条 第5条により支援決定を受けた者は、支援を受けたコンベンションの終了後、速やかに、コンベンション開催実績報告書(様式第1号)及び必要書類を添付し、会長へ報告しなければならない。

(支援等の取り消し)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、支援決定内容を取り消すことができる。

- (1) 支援の対象となるコンベンションを中止したとき、又は遂行する見込みがなくなったとき。
- (2) 申請事項又は報告事項その他に変更が生じ、その事項が適当でないときと会長が認めたとき。
- (3) 支援等の使用目的が不適當であるとき、又は目的以外に使用したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他、会長が不適當と認めたとき。

(費用を伴う支援等の還付)

第9条 前条に基づき支援等を取消した場合において、会長は、速やかに申請者に費用を伴う支援等の還付を求め、申請者はこれに応じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙)

庄内観光コンベンション協会開催支援内容

| No. | 支援内容                          |   |
|-----|-------------------------------|---|
| 1   | 歓迎看板掲示                        | 庄内空港到着出口、開催会場等いずれか1ヶ所へ設置。<br>*空港への掲出は、施設利用状況によりご要望に沿えない場合があります。 |
| 2   | コンGRESバッグ提供（201枚目より有償。1枚50円。） |   |
| 3   | 観光パンフレットの手配・提供                |   |
| 4   | エクスカーション、プレ・アフターコンベンションのご相談   |   |